

証人
 三子伊ノ
 三子伊ノ提携

独ト支那ト併行シテ羅馬ノ程ヲ得大ナク支那ヲ開始ス其ノ内
 容ハ大体地ニ準シ伊大ナク歐洲及リテ中ニ在ルニ政策ヲ支
 持シ地中海ヲ中心トスル行政ヲ完結スルニ其地ハ獨ニ在ルニ
 上同

International Military Tribunal
 For the Far East
 Peace Exhibit No. 2827
 Offered For Deposition
 Identification 24 SEP 1946
 Received in Evidence 24 SEP 1946
 Requested
 Received Conditionally
Walter G. ...
 Officer of the Tribunal

日北は道標陳化ニ因シ陸海外三省停台令職職事録(共ニ)
 出席者

- 外務省 京東課長 (中座)
- 陸軍省 石澤課長
- 海軍省 田尻課長
- 陸軍省 徳永事務官
- 海軍省 西山 中佐
- 陸軍省 冬謀本部 種村 中佐
- 海軍省 柴 中佐

1392



三東 「先日ノ合議陸日地伊提携陳化因ニ案ヲ呈シテ道ヲ今日共ニ案ニ
 付テ陸海軍ノ意見ヲ承リテ先ガ陸軍ヨリ」

高山

「革命條件」(方志)に「日清」著成分入「二」點「付」述れり「南洋」
ヲ包含し新秩序建設、向「南洋」意味下ニ如「日本」應稱し「二」無「何」是「東」
部「」に「」有「」南「」方「」洋「」洲「」新「」意「」圖「」を「」含「」む「」る「」に「」非「」ず「」其「」中「」は「」日「」本「」
義「」南「」洋「」と「」我「」義「」南「」洋「」を「」併「」合「」す「」る「」に「」非「」ず「」然「」度「」に「」是「」明「」ニ「」南「」洋「」
ト「」ハ「」我「」義「」洋「」洲「」新「」意「」圖「」に「」比「」し「」て「」人「」を「」兼「」け「」て「」南「」洋「」を「」兼「」へ「」る「」也「」
併「」し「」日「」本「」隱「」構「」ヘ「」テ「」后「」に「」意「」味「」に「」南「」洋「」を「」兼「」へ「」る「」に「」非「」ず「」也「」

雲南

「日本」理想ニ「」以「」テ「」論「」議「」洋「」洲「」新「」意「」圖「」に「」比「」し「」て「」包「」含「」せ「」ら「」れ「」り「」
併「」し「」其「」他「」の「」問「」題「」に「」對「」シ「」テ「」日「」下「」所「」在「」我「」義「」南「」洋「」を「」併「」合「」せ「

雲南

高山

「次」(一)「要領」點「任」テ「之」を「斷」ル「要領」ヲ「排」遣「し」固「定」ニ「前」ニ「要領」根
本「上」に「在」リ「其」他「之」に「屬」ス「ル」原「則」的「な」る「諸」事「ヲ」一「概」ニ「否」ス
「其」他「原」則「的」な「る」諸「事」に「對」シ「テ「排」遣「せ」ら「れ」る「諸」事「ヲ」一「概」ニ「否」ス

高山

所「求」ヲ「達」成「ス」ル「に「向」テ「日「本「」南「」洋「」人「」を「」兼「」け「」て「」新「」秩序「」ヲ「」建「」立「」ス「ル「」に「」於「」テ「」而「」し「」て「」建「」立「」セ「

雲東

高山 「即」チ「排」遣「ス」本「洋」(付「話」ヲ「上」ル「以」テ「才」ニ「原」則「的」ナ「ル」諸「事」之「リ」是「ル」
上ニ「要領」細目ニ「入」ル)

雲東

高山 「次」ニ「要領」内容「入」ル「中」ニ「諸」民「族」自「治」ヲ「排」遣「セ「」テ「清」セ「」ル「也「」
句「が」了「」ル「独」進「」ニ「テ「」言「」は「」れ「」る「」也「」要「」テ「」上「」思「」

雲東

高山 「三」等「地方」ヲ「排」遣「セ「」テ「後「」に「」原「則」的「な」諸「事」ヲ「上」ル「以「」テ「」才「」ニ「」
句「が」了「」ル「獨」進「」ニ「テ「」言「」は「」れ「」る「」也「」要「」テ「」上「」思「」

雲東

高山 「其」他「明」瞭「ニ「」言「」は「」れ「」る「」諸「事」ハ「」一「」概「」ニ「」原「則」的「な」諸「事」ヲ「上」ル「以「」テ「」才「」ニ「」
句「が」了「」ル「獨」進「」ニ「テ「」言「」は「」れ「」る「」也「」要「」テ「」上「」思「」

雲東

高山 「其」他「明」瞭「ニ「」言「」は「」れ「」る「」諸「事」ハ「」一「」概「」ニ「」原「則」的「な」諸「事」ヲ「上」ル「以「」テ「」才「」ニ「」
句「が」了「」ル「獨」進「」ニ「テ「」言「」は「」れ「」る「」也「」要「」テ「」上「」思「」

雲東

高山 「其」他「明」瞭「ニ「」言「」は「」れ「」る「」諸「事」ハ「」一「」概「」ニ「」原「則」的「な」諸「事」ヲ「上」ル「以「」テ「」才「」ニ「」
句「が」了「」ル「獨」進「」ニ「テ「」言「」は「」れ「」る「」也「」要「」テ「」上「」思「」

雲東

高山 「其」他「明」瞭「ニ「」言「」は「」れ「」る「」諸「事」ハ「」一「」概「」ニ「」原「則」的「な」諸「事」ヲ「上」ル「以「」テ「」才「」ニ「」
句「が」了「」ル「獨」進「」ニ「テ「」言「」は「」れ「」る「」也「」要「」テ「」上「」思「」

結局「南洋地帯」日本は在る範圍内を以て認め、一、二、三、
 高山 「次、政治的指導」意味が如何か。三、意味は教を強し場合の指導を意味し
 しか、今もこの三種の考へに即してハキチなり。然し先ん政治的指導事。此、終り
 國內に於て腹を合へば、政治的指導の必要を認め、而して成るが強し政治的指導權を行使
 して承認せしめらるるに依りて。

安東 「事件強化問題」終る最に困難を要する所を論じし思ふに、佐藤大使の「電
 報」を以て傳へられたる如く、独逸は「南印佛印」に對し、独逸自身も政治的指
 導權を握り、日本も經濟的の利益を以て「是れ」を意向し、有ては「南印佛印」に對し、
 独逸は日本も政治的指導權を認め、獨逸は「去來」得る強し佛印南印の指導權
 高山 「自今を以て南印佛印」地帯に對して去來得る強し佛印南印の指導權
 「獨逸は南印佛印」に對して、獨逸は「南印佛印」東に日本も提供せしむるべし。

安東 「事件強化問題」混合に對しては、是れ問題の中心を以て、先ん日本
 強し獨逸の「電報」を見ても、獨逸は「南印佛印」東に日本も提供せしむるべし。

高山 「此處が今後南印佛印南印日本如何に態度の上より、独逸は戰後「南洋地帯」
 二種に對して如何に態度を採らざるを以て、獨逸は戰後「南洋地帯」に對して、獨逸は戰後「南洋地帯」
 「獨逸は戰後「南洋地帯」に對して、獨逸は戰後「南洋地帯」に對して、獨逸は戰後「南洋地帯」

今、所日本も、独逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、

安東 「同感」は、独逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、

石澤 「全英同感」は、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、

種村 「佛印南印」向に、結局海軍力の増強を以て、海軍力を増強し、独逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、
 獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、獨逸は佛印南印の政治的指導權を認め、

か如何に「獨逸」は、所日本も海軍勢力國內に日本も抵抗を以て、結局問題
 日本も「獨逸」は、所日本も海軍勢力國內に日本も抵抗を以て、結局問題
 日本も「獨逸」は、所日本も海軍勢力國內に日本も抵抗を以て、結局問題

寧東 「其レハ尤モカカリワウ場合ニハ強達ハ蘇ヲ利用シ日本ヲ此ノ本常制セシムルニカ知ラシク之ニ考ヘテ進スルニ至ルナリ」

種村 「如何シモ蘇ヲ強達ノ利用ハ滿洲ノ世帯一新ノトシテカカカキ出シテスルニトハヒコトイハレ蘇ハ進東ノ印成リ想フコトナリ」

高山 「四ノ英國ノ屈服ヲ容易クシテ之ヲ常制ニ使フトセハ目前ノ日支那事變ノ處理ニ多ク適合スルニ云フコトニ其ノ別ノ項ニ至ルニ如何ノ何レハ之ノ日支那關係ノ將來ヲ律スルニ云フコトニ現在ノ關係乃至短カク期間短カク事項アリトセシテ

寧東 「三ハソレハ強達ノシテ南緯ノイヲ合ハ東亞ノ新秩序ヲ永固セシム事ニ是レ處理ニ支カク女ニ此レ代價トシテ考ヘテ之ヲ別項ニシテ之ニ對シテハ如何トシ」

高山 「英國ノ社ヲ常制ニ使フコトハ果シテ其ノ動ニテ常制ニ使フコトナリ」

其末 「其條約ノ方針トシテハ仲々紛シクナリ」

高山 「然レバ本項ハ又各ヲ授ヘテ要ナリナリ」

田尻 「新聞ノ利用ハ考ヘシム」

高山 「日本ノ社ニ常制トシ強達ノ事ニ處理ニ使フコトハ如何トシ」

カトシレバ支那ノ經濟建設ノ協力セシムルニ其ノ付テ社ニ常制ニ使フコトナリ

寧東 「經濟建設協力ニ此レ代價トシテ強達ノ政令ヲ行フコトハ如何トシ」

高山 「支那ノ社ニ常制トシ強達ノ政令ヲ行フコトハ如何トシ」

種村 「イナトシテハ企業ノ聯合進ムニ其ノ付テ社ニ常制ニ使フコトナリ」

高山 「其レハハルベクナリ」

田尻 「事ニ處理ニ使フコトハ強達ノ政治的ニ使フコトハ如何トシ」

「經濟問題ニテハ經濟及技術ノ把握ヲ行フコトハ如何トシ」

「強達ノ重工業ノ樹テロクナリ」

高山

「独逸ト共伊大洲ノニト考ル要リ」

田尻

「代價レシハ事更ニ以テ独逸ハ沿岸貿易ヲ行フニ居ルコト沿岸貿易
易トカ之ヲ以テ余ハ産業技術ノ援助ヲ認ムコトヲ以テ思フ。日本ハ独逸ヨリ
經濟技術ヲ学ビテ中興スルコトヲ以テ思フ」

安東

「其ハ中興ノ要ナリ。独逸ノ重工業ハ材料豊ク而シテ重工業ト云ハ合致
ノ重工業ナリ。中興スルニ至リテ重工業ヲ以テ日本トシテハ独逸ノ
合致スルノ重工業ヲ以テ中興スル」

種村

「日本ニ在リテ滿洲ノ重工業ヲ發展スルニハ中興ノ要ナリ。而シテ從
テ重工業ヲ以テハ其ノ期待ナクモトスルハ独逸ヨリ之ヲ入レバ中興ノ要ナ
リ。又、戦後独逸ノ技術ヲ採納シテ輸入スルニ至リテ日本トシテ重工業ノ
戦後独逸ノ技術ヲ滿洲支那ニ入レバ中興ノ要ナリ。而シテ從テ重工業ヲ以テハ
安東」

田尻

「新開ノ利用ニシテ工程公社英吉利ヲ行ハ博シ」

安東

「國際情勢ノ變化ニ應ジテハ印支ノ獨立運動ヲ察シ、獨逸
ニ下テモ動果テハ社英吉利ト考ル」

種村

「支那事變ヲ統ル社英吉利ニ付強硬ナル態度ヲ示スト例ハハ香
港開港問題上海天津ノ問題ニ付強硬ナル態度ヲ示スト之ハ社英吉利ニ付
第一動果アリト考ル」

田尻

「場合ニヨリテ香港ノ武装解除ヲ要求スルハ第一」

安東

「結局第一支那ヨリ英國ノ政治權ヲ排除スルニ至リテハ印
支ノ獨立運動ニ至ル」

高山

「之等ハ結局武力者動ニ至ラズ程行ク」

安東

「海軍ニ至リテハ例ハハ英國艦艇ヲ動カス等トハ考ヘナリカ」

種村

「ソル考ヘラレ」

安東

「社英吉利ヨリ事變ニ至リ英國ヲタテテ法ハナリカ」

20

田尻

「藤介在りて今ハ行ハ行ト相違ハ今ノ所ナハ行ハナクイ

朱

「其レハ事及處理ハ済ミカラ拳戦ニモコトニフコトナリシヤカ

高山

「是ナリ現在ノ程或テ違ハカ通カナイ

柴

「コノ討至常例ノ向戦ヲ独造側ノ話ニシテト新嘉坡ノコトヲ先レト独造

田尻

「事是カ片付テ行フコトニハコトイ

種村

「新嘉坡ノ水較チハ自レヨリ行フコトニハコトイ

高山

「結局拳戦ノ向戦ニ付テ日本ハ義務ノ負ハナリ併シ日本独自ニ常

(一)同贊成

ニ於テ種英ノ戦ヲ行フコトナレト云フ様ヘテ以テ独造ト是海スルコトナリ

高山

「才項ノ討野同作ニ付テ是ナリ手知難持ナクモ結局蘇ヲ日独造

道ノ立場ニ割テ如何利害エルト場合コトヲハナク難鋒先リレレコト印取ノ向

ケルコトモ考(博ル)

高山

「才三項ノ討本關係下ヲモ將本向器ニシテ日本ハ日独造カ南米ニ話シ

共

「共同動作ヲ執ルコトナリナルノ南米ニ討テ經濟施業ニ付日本ハ独造ヲ是程

ス

「ベキコトハ向戦ナリ日本トシテ二三年後東亞新秩序成ル後ニ独造

ト

「共ニ米ニ討テ共同動作ヲ執ルコトモ今ノ中ニ考メテヤク言カコトナリカ

安東

「某國ノ向戦ニ付テ日本ト考ヘル中安東ノ現在独造ハ某國ニ話シテ

ハ

「ハ作チ一室親の事ナリ又戦後ノ經濟ニ付テモ「シヤハハ米ヨリ金ヲ借

リ

「ルコトヲ考ヘ他「コトナリ汝ハ「コトナリ制ニルコトヲ考ヘテナル結局独造ハ

米

「ニ討テ如何ナル態ニ付テハ独造ハ某國ヲ倒シテ後ニナクテニナレハ分チ又

今

「ノ所ナリ独造ハ「某國ハ歐洲ノ向戦ニ付テ出スナリト云ル日独同ノ話合

テ

「ハ今ノ度ニ米ノ程迄以テ何トモ三ニナリト思フ

高山

「ソレハソウガ併シ日本ノ腹構ヘテハ既ニ述ベテ種ナコトヲ考ヘ(重

ト

「ノ中要ナルコト意味ニ於テ將米南米ノ經濟進出付テ不独協カスルコ

ト

「トヨ考(「重進イコトイ)

四元 独逸は米國の經濟ヲ全ク經濟トシテ見ルコトヲ得、將來、南米ハ經濟進出ヲ及テ居ルと思フ。兎ニ角、独逸ハ將來米、蘇、日ヲ如何ニ考テ居ルヤ。一應、打診ニ置クコト也。獨逸ハ米國ハ蘇ハ米月後ニ在ルハ大イキハ發展スル。

樺村

「独逸ハ米國トノ争ハ近ク實現シテイカト思フ。独逸ハ南米ニ進出シテ米國ガ防衛スルコトヲ争ムル可能性アリ。日本ニシテハ南米ハ已ニ敗路ナリヨリ、独逸ト協力シテ南米進出ヲ計ルベトト思フ。」

安東

「經濟ニ争フハ米國ハ米大陸ニ止ルコトニ政策ニ含ムル腹構ヘシテハ高山ハ佐等ノ言ハル所ニ於テ、独逸ハ少少ヤル如ク目下、鐵ニ重クシテソレハ原案位ヲコトスル也。」

高山

「ソレ項々、冬戰義務ノ内、既ニ話し合ヒ、此ノ如ク日本トシテハ義務ハ負ヘテ、白王の二村英一戰ヲ行フコトアリケルト、腹構ニ決キ。」

高山

「最後、伊太利ト提携ニ付テハ原案ニ賛成。」

田尻

「伊太利ト内ニ別ニ同盟ヲモテテ、ソレヲ得ル也。」

安東

「伊太利ト大体、独逸ト同盟ニ同意シテ居ルコト也。」

高山

「独逸、伊太利ニ付テハ、最近支那ニ於テ有ル經濟的、政治的カニ於テ、差カレシコトヲ認め、ソレヲナラヌ。」

高山

「社、蘇同盟ニ付テハ、伊太利ニ付テハ、最近支那ニ於テ有ル經濟的、政治的カニ於テ、差カレシコトヲ認め、ソレヲナラヌ。」

安東

「三ハ最近、大橋忠一氏ノ報告ヲ得テ、伊太利ハ回教徒ヲ利用シテ、イタリヤノ進出ヲ考慮シテ居ルコトヲ知ル。若シ蘇同盟ニ付テハ、伊太利トシテ、蘇同盟ノ相違ニ關シテ、格別カウ、兎ニ角、程取、別コトナシ、社、蘇同盟ニ付テハ、独逸ハ共通ノ立場ニ在リ、独逸ニ付テハ、社、蘇同盟ノ相違ニ關シテ、格別カウ、兎ニ角、程取、別コトナシ、社、蘇同盟ニ付テハ、独逸ハ共通ノ立場ニ在リ。」

安東

「次ニ海軍ニ付テハ、意見ヲ水ウケ。」

柴

「既ニ高山中佐ノ言ハル所ニ依リ、甚シキ共ニ、社、蘇同盟ニ付テハ、日、独提携ヲ強クシ、此ニ付テハ、日、独相立ニ共ニ、新秩序ノ建設ヲ認ムルコトニ協力スルコトヲ得。」

訂正案
極秘

日獨伊英精強化ニ關スル件

昭和二五・七・三〇

一、方針

帝國ト獨伊トハ世界新秩序建設ニ對シ共通の立場ニ在ルコトヲ確認シ相互ニ其ノ生存圏ノ確立及經濟ニ對スル支持及對等對米政策ヲ講スル協力ニ付テ了解ヲ達ク

二、要領

(一)帝國ト獨伊間ニ於テ右方針ニ基ク基本的了解ヲ達ク(別紙第一)
註、右基本的了解ニ基キ更ニ日獨伊間又ハ日獨、日伊間ニ所要ノ協定ヲ行フモノトス

(二)現在日獨伊各國カ夫々直面シ居ル支那事變及歐州戰爭ニ關スル相互支持協力ニ關シ右基本的了解ト與ニ應カニ了解ヲ達ク(別紙第二)

(日本陸軍省秘録)

International Military Tribunal	
EXHIBIT NO. 328	
Proc. <input checked="" type="checkbox"/> Offered For Identification	24 SEP 1946
Received in Evidence	24 SEP 1946
Rejected	
Received Conditionally	
Charles G. Smith Clerk of the Tribunal	